

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 2 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600531号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600254号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年5月1日から平成6年5月1日まで

平成4年5月から平成6年9月まで、A事業所のC部署で正職員のD助手として働いていた。ところが、厚生年金保険の資格取得日は、平成6年5月1日と記録されている。間違いなく平成4年5月から勤務し、保険料も給与から控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の事業主の回答並びに同事業所から提出された雇入通知書及び人事記録により、請求者は嘱託職員のD助手として、請求期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、一部保管していた当時の嘱託職員の雇入通知書及び社会保険台帳の記載内容から判断すると、嘱託職員は、必ずしも雇い入れと同時に社会保険に加入していなかったと思われる旨陳述しており、その理由について、他に資料が無く断言できないが、本人の希望も考慮していたと思われる旨陳述している。

また、請求者が氏名を記憶する同僚並びに請求期間及びその前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に照会し、回答があった嘱託職員でD助手をしていた複数の同僚は、就職と同時に社会保険に加入しなかった旨陳述しているところ、その同僚を含む嘱託職員で同職種の複数の同僚のオンライン記録における資格取得日は、本人が記憶する就職日より9か月から数年経過した日であることが確認でき、そのうちの一人は、配偶者の健康保険の被扶養者になっていたため、自ら希望し、就職後すぐには社会保険に加入しなかった旨陳述していることから、A事業所は、厚生年金保険の資格取得の時期について、全ての職員に対して必ずしも同じ取り扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所から提出された社会保険の資格取得日順に健康保険整理番号を被保険者に付番した「厚生年金整理番号一覧」における請求者の整理番号は、その前後の同僚のオンライ

ン記録から、平成6年5月1日を資格取得日として付番されたことが推認できる。

加えて、A事業所が加入していたE厚生年金基金から提出された請求者の加入員台帳及び加入員情報における同厚生年金基金の加入日は、平成6年5月1日と記録されており、当該事業所における厚生年金保険のオンライン記録と一致している。

また、事業主は、請求期間に係る保険料控除を確認できる当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る給与から保険料を控除したかどうか不明と回答している上、請求者も給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。